

第2回匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：平成28年11月4日（金）

午前10時から

場 所：匝瑳市役所 議会棟2階

第3委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 市民提案型事業について

(2) 市民活動サポートセンターについて

(3) その他

4 閉 会

議事（1）市民提案型事業について

市民提案型事業骨子（案）

市では、協働を推進するため、地域の課題解決や、地域の活性化を図る市民活動団体の設立、事業の実施などに助成金を交付し、活動の支援をします。

【対象となる事業】

市民団体が自主的に取り組む活動で、市内で実施され、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業

【事業の種類】

1. 団体設立・ステップアップ支援

市民協働の担い手となりうる団体の設立、また、その団体が行う新規事業や事業の拡大などに必要な費用を助成します。（事業拡大の対象団体については、団体設立後1年以上を経過した団体。）

●助成額上限30万円（活動費の3分の2の範囲）

【注意事項】

（1）助成対象外経費

○団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・懇親会等に係る費用、支払・支出の証明ができない費用、当該事業に直接関係ない経費等。

（2）対象団体

○市内を活動拠点とし、5人以上で構成された団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、在学し、市税の滞納がないこと。

営利・政治・宗教活動を行う団体などは対象外です。

2 地域協働提案型

住み良いまちづくりのための地域課題の解決や、地域活性化を図る協働の取り組みを提案し、実施する事業。

●助成金額上限50万円

3 こどもまちづくり提案型

将来、地域の担い手となる子供たち（市内に居住、通学する小学生から高校生）が、自分たちが将来も住みつづけたい街にするための企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業。

●補助金額上限10万円

【提案事業例】

○交通事故防止啓発看板作製・設置

通学路を中心として、交通事故の発生が予想される場所を自分たちで模索し、注意喚起看板を作成・設置して交通安全を啓発する。

○未来の匝瑳市こども討論会

将来、自分たちが住み続けていくためには、どのような街にしていきたいのか等、中学生から高校生までを集め、様々な意見を出し合う討論会を行い、その解決策やアイデアを実際に実施する。